

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【発注者指定型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（重点調査）

第 1 2 条 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第 1 3 条 本業務における特記仕様事項は、別紙 委託業務特記仕様書（追加事項）のとおりとする。

重点調査回答書

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 箇 所	
落 札 価 格	千円 (税込み)
受 注 者 名	
回 答 者 名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可) ・ 作業人工数と技術者単価 (技術者数及びその拘束日数等) ・ 一般管理費の内訳 (事務用品費, 通信交通費, 福利厚生費, 雑費等) ・ 技術経費の内訳 (技術者の技術力保持等のために必要な経費) ・ 外注経費の内訳 (具体的な見積書等) ・ 使用機材の内訳 ・ その他の内訳 (2) 低価格の理由・根拠 (3) 利益見通し	

2 業務計画の内容	(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数 (2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数 ・ (3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 (4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可) (5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)
3 業務受注状況等	(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数 (別紙可) ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可) (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可) (3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

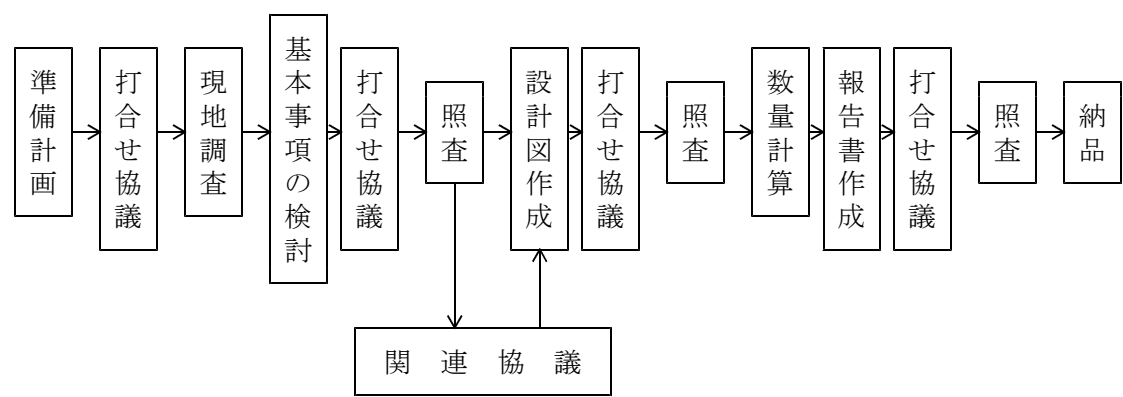
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

- ・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

- ・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月 10 20			〇〇月 10 20			技術者計	
準 備・計 画								
現 地 調 査								
〇〇概略検討								
路線選定								
照 査								
打 合 せ 協 議								
関 連 協 議								
管 理 技 術 者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
照 査 技 術 者			〇〇		〇〇		〇〇	
技 師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	
技 師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	
技 師 C		〇〇			〇〇		〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

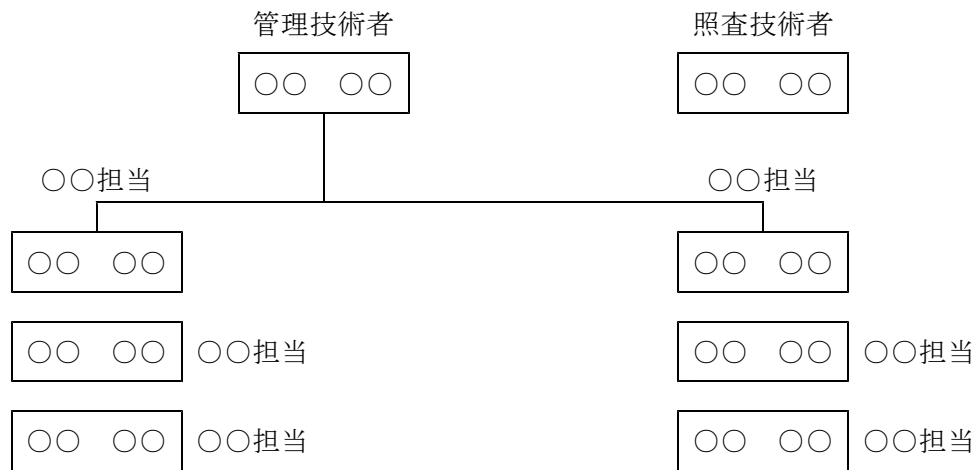
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図)

- ・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

＜記載例＞



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。

R 7 徳環 住吉万代園瀬橋線 徳・福島 1 他 交通安全等啓発資料作成業務
委託業務特記仕様書（追加事項）

1. 業務名称

R 7 徳環 住吉万代園瀬橋線 徳・福島 1 他 交通安全等啓発資料作成業務

2. 目的

本業務は、今年度に併用が見込まれている住吉万代園瀬橋線の福島1丁目他地先において、現状と併用後の通行形態の差違に起因する不安全事故を把握し、地域住民の方々がゆとりある生活を送るために日常的に意識しておく事柄をとりまとめ、もって交通事故を防止するとともに交通安全の推進に寄与することを目的とする。

3. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

3.1 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

3.2 資料収集整理

関連する既往成果等の資料を収集し、整理する。

3.3 不安全事故の把握・対策

子供（幼児、園児、小学生、中学生、高校生等）、高齢者及び一般住民に対する不安前事故を把握するとともに、それらの対策を検討する。

3.4 走行シミュレーション動画の作成

暫定供用時及び完成供用時における車両の運転者及び歩行者目線のシミュレーション動画を作成し、車両運転者及び歩行者の交通安全意識の向上に資する資料を作成する。

3.5 CIMモデル作成

(1) CIM活用

本業務は、CIM(Construction Information Modeling Management)を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を目的とした「CIM活用業務(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

(2) 目的

(都)元町沖洲線～臨港道路福島沖洲線間の暫定供用時及び完成供用時におけるCIMモデルを作成し、今後の路線全体のモデル作成の基礎資料を作成する。なお、詳細については、監督員との協議により決定する。

3.6 広報活動の補助

(1) 対象の把握

広報活動を行う対象を決定する。対象は幼稚園、小学校、中学校や周辺住民を想定しているが、詳細については、監督員との協議により決定する。

(2) 広報計画の作成

広報を行う媒体及び内容等について検討を行う。本検討区間の交通安全啓発に関する内容に加え、徳島県が進めている他事業の計画も踏まえた内容を想定しているが、詳細については、監督員との協議により決定する。

(3) 広報資料の作成・展開

上記の計画を踏まえた広報資料の作成及び対象者に向けた資料の展開を行う。

3.7 意見の収集

作成したシミュレーション動画や広報資料について対象者からの意見を収集する。収集計画の作成及び収集方法(ツール)について検討を行い提案する。

3.8 取組のPR

関係者に対して取組についてのPR活動を行う。以下の対象者に向けて説明会等を実施するものと想定しているが、詳細については、監督員との協議により決定する。

(1) 子供等 : 各教育機関で行われている交通安全教室等で説明するとともに、資料を配付、保護者用のプリントにQRコードを設けて、専用アンケートページから保護者の意見を収集。

(2) 地元住民: 説明会で周辺の町内会やまちづくり協議会に諮り、意見を収集することを基本とするが、出席状況によっては、回覧板や「広報とくしま(毎月1日・15日発行)」にQRコードを設けて、専用アンケートページから地元住民の意見を収集。

3.9 関係機関協議

取り組み実施に際して、公安委員会及び徳島市と「不安前事象対策の妥当性」や「取り組みの方針、役割分担」等について協議する。また、その際の協議資料も作成する。

3.10 交通量調査

今後、整備効果を定量的に把握するため、供用前の調査として、以下に示す2箇所で交通量調査(平日, 昼間12時間)を実施する。

(1) 元町沖洲線 (断面交通量)

(2) 臨港道路四枝交差点 (交差点方向別交通量)

3.11 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。成果品は下記のとおりとする。

- ・ 報告書(紙媒体: A4 チューブファイル) 1 部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2 部(正・副各 1 部)

4. 打合せ協議

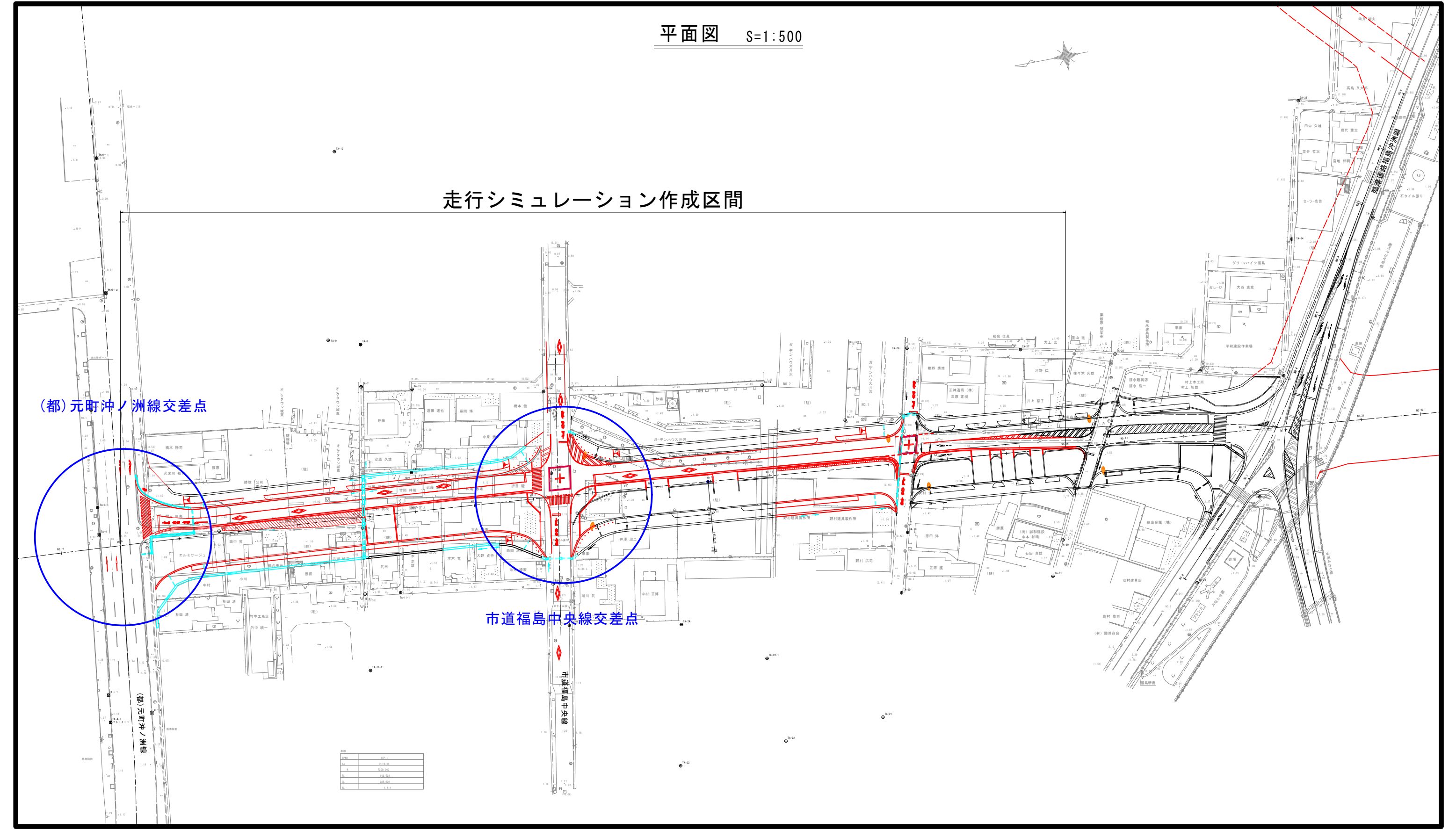
打合せは原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

- ・ 業務着手時 1回
- ・ 業務中間時 3回
- ・ 成果納入時 1回

5. 測量作業

走行シミュレーション動画作成及びCIMモデル作成に用いる3Dモデル構築のため、三次元点群測量を実施する。

暫定形平面図



完成形平面図

